

平成28年 第1回定例会 主な議案審議から

平成28年第1回定例会は、3月2日に招集され、町長の町政執行方針、教育長の教育行政執行方針を行い、新年度予算7件、議案20件、議員発議1件、人事1件、意見書1件が審議され、3月14日（13日間）で閉会しました。

平成28年度 各会計予算総括表 (単位：千円、%)

会計別	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	比較 (C)	増減率 (C/B)	
一般会計	3,060,000	3,167,000	△ 107,000	△ 3.4	
特別会計	国民健康保険	632,000	614,000	18,000	2.9
	後期高齢者医療	52,722	53,461	△ 739	△ 1.4
	介護保険（保険事業勘定）	389,780	402,165	△ 12,385	△ 3.1
	介護保険（サービス事業勘定）	385,364	383,771	1,593	0.4
	簡易水道事業	174,500	172,000	2,500	1.5
	農業集落排水事業	426,658	284,647	142,011	49.9
	小計	2,061,024	1,910,044	150,980	7.9
合計	5,121,024	5,077,044	43,980	0.9	

新年度予算

○●予 算●○

▽平成28年度一般会計予算

(賛成者多数)

予算総額は30億6千万円で前年度対比3・4%の減となりました。

主な事業は、子育て支援水道料金助成事業、診療所運営事業、農産加工施設改修事業、妹背牛商工会助成事業等を予定しております。

▽平成28年度国民健康保険特別会計予算

▽平成28年度後期高齢者医療特別会計予算（賛成者多数）

▽平成28年度介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

▽平成28年度介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算

▽平成28年度簡易水道事業特別会計予算

▽平成28年度農業集落排水事業特別会計予算

(平成28年度各会計予算総括表は、上記に掲載)

○●条 例●○

▽職員の給与月額等の特例

職員の給料月額を級別により、5級の主幹職は1%減額、6級の課長職は2%減額する特例条例で、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間実施。

▽非常勤職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正

北空知管内自治体との均衡を図るため、農業委員会・教育委員会・監査委員及び投票立会人の報酬額を増額すべく条例の一部を改正するもので、平成28年4月1日から施行。

▽乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正

助成対象者を中学生までの満15歳から、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

の者に対象年齢を引き上げる等の改正で、平成28年4月1日から施行。

▽国民健康保険条例の一部改正（賛成者多数）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料負担の適正化を図るため賦課限度額の引き上げと低所得者における軽減判定所得基準の引き上げ等に関する改正で、平成28年4月1日から施行。

○●発議（議員提案）●○

▽議会議員の期末手当の特例条例

議員の期末手当にかかる加算率を10%とする特例条例で、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用。

以上、28年度予算7会計及びび予算に関する条例等4件並びに発議（議員提案）1件は、予算審査特別委員会に付託し審議され、討論（反対・賛成）のうえ、いずれも原案のとおり可決されました。

人事案件

▽固定資産評価審査委員会委員の選任

固定資産評価審査委員会委員に伊藤馨三氏（1区16）が再任されました。

条例の改正等

▽行政不服審査法の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例

平成26年公布された行政不服審査法の全部を改正する法律並びに地方公務員法の一部を改正する法律が共に平成28年4月1日より施行されることに伴い、妹背牛町行政手続条例など関連する6本の条例の一部を改正するものであり、法施行の日から施行。

▽固定資産評価審査委員会条例の一部改正

平成26年6月に公布された行政不服審査法の全部を改正する法律が、平成28年4月1日より施行することに伴う一部改正で、関係書類等のコ

ピーについての手数料徴収と当該減免規程を追加するもので、法施行の日から施行。

▽行政不服審査会条例の制定

平成26年6月に行政不服審査法の全部を改正する法律が公布され、平成28年4月1日より施行することに伴い、町長等が行う、審査請求の採決の客観性及び公平性を高めるため、第三者の立場から審理員が行った審理手続きの適正や法令解釈を含めた、町長等の判断の適否を審査する諮問機関として本審査会を設置するための条例の制定であり、平成28年4月1日から施行。

▽行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正

重度心身障害及びひとり親家庭等への医療費助成及び乳幼児等医療費助成に係る事務のシステム化に伴い、その事務を遂行するにあたり、番号利用法に基づく個人番号の利

用と庁内連携による特定個人情報提供とその利用が必要となるため、個人番号の利用範囲を条例上、明確にするための改正であり、平成28年4月1日から施行。

▽指定地域密着型介護サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、通所介護のうち利用定員が19人未満のもの新たな地域密着型サービスである地域密着型通所介護として位置づけ、また定員が10人未満の療養通所介護について指定居宅サービスから地域密着型サービスへと移行する改正に伴い、町独自に定めた記録の整備に関する基準について、地域密着型通所介護及び療養通所介護に関する条

項を追加するための改正で、平成28年4月1日から施行。

以上5件は原案のとおり可決されました。

その他の

▽過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）

平成24年6月の一部改正により、失効期限が平成27年度から平成32年度までの5年間延長となったことから、引き続き過疎対策事業債ほか、補助金など財政上の特別措置を受けるため、議会の議決が必要となるもので、基本的な考案は「第8次妹背牛町総合振興計画」に掲載されている事業となり、原案のとおり可決されました。

補正予算

▽平成27年度一般会計補正予算（第9号）

補正の主なもの、

○自治体情報システムネットワーク強化対策業務委託

4, 757万2千円追加
○北斗団地D棟建設工事

5, 421万6千円減額
等で、歳入歳出それぞれ6, 026万8千円を減額し

ました。

▽平成27年度国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

補正の主なものは、

○一般被保険者療養給付費

575万3千円減額

○出産育児一時金

168万円減額

等で、歳入歳出それぞれ

148万円を減額しました。

▽平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

補正の主なものは、

○後期高齢者医療広域連合負担金

107万2千円減額

等で、歳入歳出それぞれ

107万3千円を減額しました。

た。

▽平成27年度介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)

補正の主なものは、

○地域密着型介護サービス給付費

293万9千円減額

○地域密着型介護予防サービス給

付費

274万3千円減額

等で、歳入歳出それぞれ

668万円を減額しました。

▽平成27年度介護保険特別会計(サービス事業勘定)補正予算(第2号)

補正の主なものは、

○居宅介護サービス事業費修繕料

50万円減額

○施設介護サービス事業費修繕料

50万円減額

等で、歳入歳出それぞれ

147万3千円を減額しまし

た。

▽平成27年度簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

補正の主なものは、

○水道管移設工事

2,740万円減額

等で、歳入歳出それぞれ

3,468万6千円を減額し

ました。

▽平成27年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

補正の主なものは、

○農業集落排水施設更新工事

758万1千円減額

等で、歳入歳出それぞれ

1,410万8千円を減額し

ました。

▽平成27年度一般会計補正予算(第10号)

補正の主なものは、

○町道除排雪委託料

900万円追加

等で、歳入歳出それぞれ

1,000万円を追加しまし

た。

▽平成27年度国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

補正の主なものは、

○高額療養費

417千円増額

等で、歳入歳出それぞれ

147万9千円を減額しまし

た。

▽平成27年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

○農業集落排水事業債(限度額)

補正前 4,800万円

補正後 4,380万円

以上10件は、原案のとおり

可決されました。

意見書

▽診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書

原案のとおり可決され、各関係機関に提出されました。



【前号の訂正について】

No.166平成28年2月15日発行、議会だよりのP9の3段目、《条例の制定》の「高齢者世帯等の水道料金及び農業集落排水等使用料金の助成に関する条例」について誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

《訂正前》

平成28年4月1日より水道料金の改定に伴い、高齢者及び心身障害者世帯に対し、助成をするための条例の制定をするもので、平成28年4月1日より施行する。以上原案の通り可決されました。

《訂正後》

平成28年4月1日より、高齢者及び心身障害者世帯に対し、助成をするための条例の制定をするもので、平成28年4月1日より施行する。以上原案の通り可決されました。

議会は公開が原則です

- ・定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回開かれます。
 - ・臨時会は必要のつど開かれます。
- どうぞお気軽に議会を傍聴しましょう。